

## 資料編

- 資料 1 耐震改修促進法第 6 条第 3 項第 1 号の適用を受ける  
耐震診断義務付け対象道路路線図
  - 資料 2 耐震改修促進法第 6 条第 3 項第 2 号の適用を受け、  
かつ防災上重要な道路として本促進計画へ位置付けるものの路線図
  - 資料 3 災害時重要拠点アクセス路一覧
  - 資料 4 いえ・みち まち改善事業対象地区
  - 資料 5 既存不適格建築物に係る勧告・是正命令制度に関するガイドライン  
[国住指第 667 号 建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るため  
の建築基準法等の一部を改正する法律等の施行について(技術的助言)]
- 別 冊 横浜市が所有する公共建築物耐震性能リスト

【資料1】 耐震改修促進法第6条第3項第1号の適用を受ける  
耐震診断義務付け対象道路路線図



■ 耐震改修促進法第6条第3項第1号の適用を受ける  
耐震診断義務化対象道路  
  
■ 耐震改修促進法第6条第3項第2号の適用を受け、  
かつ防災上重要な道路として本計画で  
位置付けるもの

- ① 東名高速道路
- ② 国道466号(第三京浜道路)
- ③ 首都高速道路
- ④ 国道1号
- ⑤ 国道15号
- ⑥ 国道16号  
(保土ヶ谷バイパス、横浜横須賀道路を含む)
- ⑦ 国道133号
- ⑧ 国道246号
- ⑨ 県道2号東京丸子横浜線
- ⑩ 県道6号東京大師横浜線
- ⑪ 県道12号横浜上麻生線
- ⑫ 県道13号横浜生田線
- ⑬ 県道14号鶴見溝ノ口線
- ⑭ 県道21号横浜鎌倉線
- ⑮ 県道22号横浜伊勢原線
- ⑯ 県道30号戸塚茅ヶ崎線
- ⑰ 県道45号丸子中山茅ヶ崎線
- ⑱ 横浜市道みなと大通り線
- ⑲ 横浜市道山下本牧磯子線
- ⑳ 横浜市道環状2号線

【資料2】 耐震改修促進法第6条第3項第2号の適用を受け、  
 かつ防災上重要な道路として本促進計画へ位置付けるものの路線図



耐震改修促進法第6条第3項第2号の適用を受け かつ防災上重要な道路として本促進計画に位置付けるもの					
No.	道路名	No.	道路名	No.	道路名
1	県道14号鶴見溝の口ほか	21	市道三溪園第162号	41	県道218号弥生台桜木町ほか
2	市道大熊東山田線	22	環状2号線(森支線)	42	[主]保土ヶ谷宮元線
3	県道13号横浜生田ほか	23	市道磯子第476号線ほか	43	市道常盤台和田町線
4	県道102号往田綱島ほか	24	県道106号子母口綱島	44	市道川島岩間線ほか
5	市道新横浜元石川線ほか	25	市道環状3号線	45	県道40号横浜厚木
6	県道12号横浜上麻生ほか	26	[主]環状4号線	46	[都]鶴居上飯田線
7	市道環状4号鶴志田線ほか	27	市道汐入豊岡線	47	県道401号瀬谷柏尾
8	市道関内本牧線ほか	28	市道小野末広線	48	[都]汐見台平戸線
9	県道23号原宿六浦	29	[主]鶴見駅三ツ沢線ほか	49	県道22号横浜伊勢原ほか
10	市道大黒線	30	市道子安守屋町線ほか	50	市道戸塚港南台線ほか
11	市道瑞穂町第46号線	31	県道140号川崎町田	51	県道203号大船停車場矢部ほか
12	[都]栄本町線	32	[都]中山北山田線	52	県道402号阿久和鎌倉
13	国道357号線	33	市道元石川第54号線ほか	53	市道柴町第214号線ほか
14	市道保木第219号線	34	県道139号真光寺長津田ほか	54	市道五貫目第78号線
15	市道高島台295号線	35	市道環状4号上瀬谷線ほか	55	県道111号大田神奈川
16	市道西戸部第65号線	36	県道109号青砥紙屋川ほか	56	市道市ヶ尾第86号線
17	市道高島台第292号線	37	[都]三ツ沢島山線		
18	市道新港町第43号線ほか	38	[主]青木浅間線ほか		
19	市道本牧第169号線	39	[主]横浜駅根岸線		
20	市道本牧第170号線ほか	40	[主]藤柳伊勢佐木線ほか		

耐震改修促進法第6条第3項第1号の適用を受ける  
 耐震診断義務化対象道路

耐震改修促進法第6条第3項第2号の適用を受け、  
 かつ防災上重要な道路として本促進計画  
 に位置付けるもの

### 【資料3】 災害時重要拠点アクセス路一覧

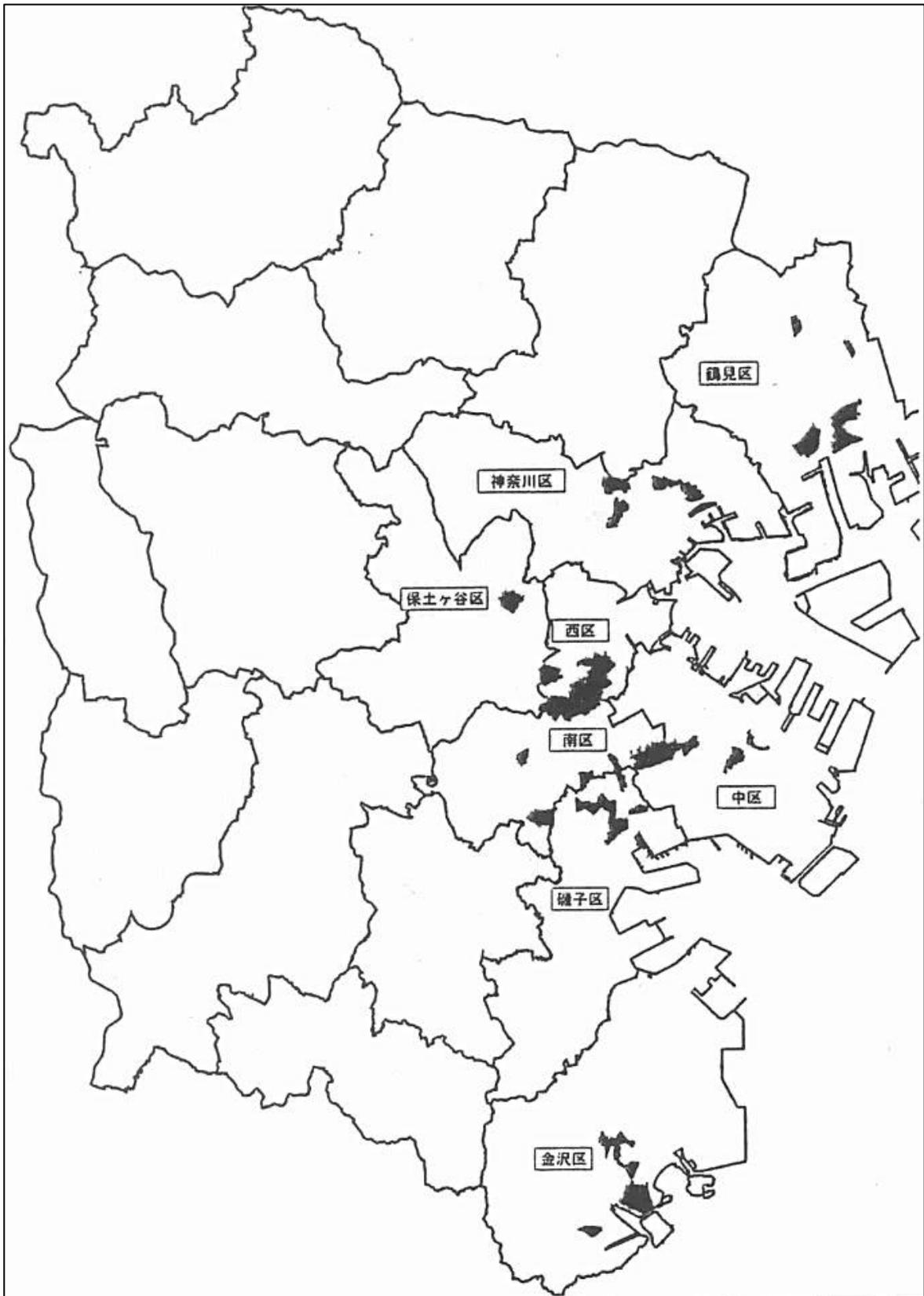
番号	施設名	路線名	番号	施設名	路線名
1	市長公舎	野毛山通7058、西戸部410、桜木東戸塚線7167、西戸部484	49	泉警察署	上飯田315、上飯田243、上飯田359、上飯田360、上飯田92、権太坂和泉7169
2	横浜関内ビル	山下町7、関内本牧線7002、伊勢佐木町82	50	瀬谷警察署	県道横浜厚木1211
3	関内中央ビル	山下町7、関内本牧線7002、伊勢佐木町82	51	鶴見消防署	汐入豊岡線7014
4	関内駅前第一ビル	山下町7、関内本牧線7002、伊勢佐木町82	52	横浜市民防災センター	六角橋394、高島台17
5	関内新井ビル	関内本牧線7002	53	中消防署	伊勢佐木町194
6	松村ビル	新港56、新港60、新港77、尾上本町線7005	54	南消防署	阪東橋浦船線7003
7	JNビル	尾上本町線7005	55	保土ヶ谷消防署	鶴ヶ峰天王町線7147、三ツ沢380
8	日土地山下町ビル	新港82、新港90、海岸通7001、山下高砂線7004	56	旭消防署	県道横浜厚木1211
9	西区役所	西戸部78	57	横浜ヘリポート	柴町160、柴町159、柴町158、柴町156
10	中区役所	山下町13、山下高砂線7004	58	緑消防署	中山61、北八朔南部493、山下長津田線7163
11	南区役所	阪東橋浦船線7003	59	都筑消防署	中山北山田線7158
12	保土ヶ谷区役所	三ツ沢380	60	栄消防署	桂町戸塚遠藤線7177
13	旭区役所	県道横浜厚木1211	61	泉消防署	上飯田315
14	緑区役所	中山61、北八朔南部493、山下長津田線7163	62	瀬谷消防署	瀬谷221、県道横浜厚木1211
15	都筑区役所	中山北山田線7158	63	神奈川区休日急患診療所	六角橋417
16	戸塚区役所	戸塚519	64	西区休日急患診療所	西戸部78、西戸部133、西戸部215、西戸部218、西戸部221
17	栄区役所	笠間139、桂町戸塚遠藤線7177	65	中区休日急患診療所	本牧19、本牧46、本牧56、関内本牧線7002、遊歩道7105
18	泉区役所	上飯田315	66	南区休日急患診療所	井戸ヶ谷202、井戸ヶ谷204
19	瀬谷区役所	瀬谷221、県道横浜厚木1211	67	港南区休日急患診療所	下野庭351
20	鶴見土木事務所	鶴見109、汐入豊岡線7014	68	保土ヶ谷区休日急患診療所	天王町37、天王町39、天王町41
21	神奈川土木事務所	片倉六角橋線7141、鶴見駅三ツ沢線1305、片倉469、片倉470、片倉471、片倉472	69	旭区休日急患診療所	東希望が丘198、県道横浜厚木1211
22	西土木事務所	藤棚伊勢佐木線1302、天王町202、天王町204	70	磯子区休日急患診療所	蒔田471、蒔田480
23	中土木事務所	加賀町通7116、豊後町通7120、関内本牧線7002、山下町76、上田町通7113	71	金沢区休日急患診療所	谷津342、谷津337、谷津446、谷津423、谷津473
24	南土木事務所	阪東橋浦船線7003	72	緑区休日急患診療所	北八朔南部525、川和321、川和322
25	港南土木事務所	横浜藤沢線7174	73	都筑区休日急患診療所	北山田299、牛久保中川線7137、中山北山田線7158
26	保土ヶ谷土木事務所	天王町160、星川岩間線7143、天王町24、天王町17	74	戸塚区休日急患診療所	環状4号1308への道路
27	旭土木事務所	今宿199、今宿193、今宿195	75	栄区休日急患診療所	桂町112、桂町24
28	磯子土木事務所	磯子305	76	泉区休日急患診療所	県道阿久和鎌倉3024、和泉町58、和泉町65
29	金沢土木事務所	谷津473	77	瀬谷区休日急患診療所	県道横浜厚木1211
30	港北土木事務所	新吉田505	78	横浜市立みなと赤十字病院	新山下18
31	緑土木事務所	つつじが丘399、つつじが丘404、つつじが丘405、環状4号鴨志田線7161、山下長津田線7163	79	横浜国立大学附属市民総合医療センター	阪東橋浦船線7003、山下高砂線7004
32	都筑土木事務所	中山北山田線7158	80	横浜市南部病院	港南台30、港南台74、戸塚港南台線7156
33	栄土木事務所	飯島191、小菅ヶ谷425、小菅ヶ谷514、桂町戸塚遠藤線7177	81	横浜市立市民病院	豊顕寺保土ヶ谷線7034、峰沢277
34	泉土木事務所	上飯田315	82	横浜市立大学附属病院	柴町158、柴町156
35	瀬谷土木事務所	瀬谷143、瀬谷229、瀬谷221、県道横浜厚木1211	83	横浜労災病院	小机70
36	京浜河川事務所	市場鶴見線7088、下末吉356、鶴見1	84	昭和大学藤が丘病院	市ヶ尾173、市ヶ尾164、市ヶ尾165、市ヶ尾166、市ヶ尾167、鴨志田240
37	横浜国道事務所	峰沢212	85	昭和大学横浜市北部病院	中川219、荏田321、中山北山田線7158
38	横浜川崎治水事務所	高島台210、三ツ沢359	86	社会保険横浜中央病院	関内本牧線7002
39	神奈川県警察本部	海岸通7001	87	聖隷横浜病院	岩井前里線7146、保土ヶ谷宮元線1303
40	横浜国道事務所保土ヶ谷出張所	今宿146	88	横浜旭中央総合病院	若葉台32、若葉台175、若葉台137、若葉台136
41	横浜国道事務所金沢国道出張所	杉田365	89	横浜新緑総合病院	十日市場116、十日市場118、環状4号鴨志田線7161、山下長津田線7163
42	伊勢佐木警察署	伊勢佐木町194	90	横浜総合病院	黒須田226、黒須田224、県道横浜上麻生1212
43	横浜水上警察署	大さん橋ふ頭1号線	91	東戸塚記念病院	品濃330、品濃324、品濃331、品濃326
44	加賀町警察署	山下町13、山下高砂線7004、富士山町通7115	92	戸塚共立第1病院	戸塚126、戸塚335
45	旭警察署	県道横浜厚木1211	93	横浜栄共済病院	桂町戸塚遠藤線7177
46	緑警察署	山下長津田線7163	94	国際親善総合病院	上飯田315、上飯田243、上飯田359、上飯田360、上飯田92、権太坂和泉7169
47	都筑警察署	荏田321、中山北山田線7158	95	横浜桐峰会病院	県道横浜厚木1211
48	戸塚警察署	深谷67			

※ 「横浜市防災計画 2013-震災対策編-」より

【資料4】 いえ・みち まち改善事業対象地域

表資 3-1 いえ・みち まち対象地域一覧

	区名	地域名	地域面積 m <sup>2</sup> (23地域別)
1	鶴見区	市場西中町	61,341
2		下末吉四丁目	90,513
3		潮田・本町通	531,284
4		生麦四・五丁目	250,072
5	神奈川区	子安通・浦島	74,353
6		白幡仲町・七島町	283,251
7		斎藤分町	219,053
8		六角橋一・二丁目	232,762
9	西区	西戸部町・東久保町	908,984
10	中区	山元町・柏葉	273,028
11		北方町	79,942
12		本郷町3丁目	160,779
13	南区	中村	451,716
14		堀ノ内町2丁目	117,532
15		庚台・清水ヶ丘・三春台・伏見町	586,709
16		井土ヶ谷上町	75,150
17		大岡三丁目	216,359
18	保土ヶ谷区	峰岡町2丁目	223,226
19	磯子区	下町	75,262
20		上町	76,878
21		滝頭・磯子	528,805
22	金沢区	寺前一丁目・町屋町・谷津町	949,149
23		六浦四丁目	134,136
計			6,600,284



図資 5-1 いえ・みち まち事業対象地域

## 【資料5】 既存不適格建築物に係る勧告・是正命令制度に関するガイドライン

### 第1 はじめに

平成17年6月1日に「建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法の一部を改正する法律」により建築基準法が改正され、建築基準法（以下「法」という。）第6条第1項第1号の特殊建築物及び5階建て又は1000㎡以上の建築物で既存不適格であるものについて、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合に、建築物の所有者等に対して必要な措置をとることを勧告することができる制度（法第10条第1項）及び勧告に係る措置をとることを命ずることができる制度（法第10条第2項）が創設された。

この勧告・是正命令制度の円滑な実施のため、既存不適格建築物に係る勧告・是正命令制度のガイドラインを作成した。このガイドラインでは、既存建築物の安全対策上最も重要であり、かつ劣化の影響も大きいと考えられる地震時の倒壊等の危険性、落下物等の危険性の2種類の例をあげ、勧告を検討するに当たっての考え方を示している。衛生上の有害性その他の危険性への対応についても、基本的な考え方は同様である。

各特定行政庁においては、本ガイドラインを参考に、地域の状況に応じた既存建築物の安全対策を行うよう期待する。

なお、現に著しく保安上危険又は衛生上有害な状況にある建築物は、勧告制度によらずただちに命令を行うべきものであること、既存不適格建築物の所有者等に対し、定期報告制度などを通じて不適格事項や劣化状況を認識させ、勧告制度によらずとも自主的な改善が図られるよう誘導する必要があること等についても留意されたい。

### 第2 既存建築物対策の円滑な実施のための準備

#### 1 特定行政庁としての方針の作成

法第10条の勧告・是正命令制度は、特定行政庁のこれまでの違反建築物や定期報告制度などへの取り組み状況を踏まえ、総合的な既存建築物対策の観点から行うべきである。また、勧告制度は、建物所有者等への法的な行為であること、猶予期限を過ぎても措置をとらない場合は法第10条第2項の是正命令を実施する場合もあることなどから、その執行に当たっては明確な根拠が必要となる。

このため、特定行政庁においては、勧告・是正命令制度に関する取組みに係る方針を策定することが望ましい。この方針には、地域ごとの建築ストックの状況や課題を踏まえ、既存建築物対策の課題を明らかにし、地震時の被害低減などの具体的な目標を定め、そのまま劣化が進むと危険となるおそれがある場合等を想定して、勧告・是正命令制度の対象となる建築物の選定方法や評価基準の概要を明示することが望ましい。

## 2 台帳の整備

既存建築物対策を効率的に進める観点から、既存建築物の状況を把握するための台帳等を整備すべきである。

台帳の整備に当たっては、法第12条第1項の定期報告の対象である建築物に係る台帳や、耐震改修を促進するため整備した特定建築物に係る台帳など既存の台帳の活用が考えられる。

## 3 チェックシートの作成

対象建築物の選定や立入調査の際に、既存建築物の不適合の状況や劣化の状況を効率的かつ客観的に把握できるようにするため、あらかじめ、チェックシート等を作成しておくことが望ましい。

### 第3 立入調査及び報告徴収

#### 1 立入調査の実施

整備した台帳を基に安全性に問題があると想定される建築物を把握・選定し、立入調査を行い、危険性の状況の判断を行うべきである。なお、危険性が明らかな場合は、立入調査を省略し、ただちに報告を求めるなどの措置を講じることも考えられる。

立入調査は、目視により行うことを基本とする。また、必要に応じてチェックシート等を活用し、既存建築物の不適合の状況や劣化の状況について効率的かつ客観的に判断を行うことが望ましい。目視により危険性が判断可能な例としては、以下のものが考えられる。ただし、立入調査時に、特に危険性が大きく、緊急の対応を要することが判明した場合には、法第10条第3項の規定により、防護ネットを張る等の措置を即時に命令するべきである。また、立入調査の結果、危険性が低いと判断された場合であっても、所有者等に対し、一般的な注意喚起や安全対策に関する啓発等を行うことが考えられる。

##### 例1 耐震性について危険性が高いと判断される建築物

昭和56年5月以前に着工された建築物で、次のような劣化がみられる場合は、そのまま劣化が進むと地震で倒壊するおそれがあると解すべきである。

- ・ 建築物が傾いている、不同沈下している、床がたわんでいる
- ・ 柱、梁、耐力壁等に大きな亀裂又は多数のひび割れが見られる
- ・ 鉄骨鉄筋にさびが著しい、ボルトが破断している又は緩んでいる
- ・ 木材が腐っている、蟻害を受けている

##### 例2 外壁落下の危険性が高いと判断される建築物

昭和54年3月以前に着工された建築物で、人通りの多い道路に面する部分等に次のような劣化がみられる場合は、そのまま劣化が進むと重大な事故につながるおそれがあると解すべきである。

- ・ 外壁が浮いている、はらんでいる

- ・外壁が割れている、一部剥落している

## 2 報告の徴収

立入調査により、危険性が高いと判断された建築物については、法第12条第5項に基づく建築物の状況等の報告を求めるべきである。

求める報告の内容は、耐震性の問題や外壁落下の危険性など、それぞれの問題点により異なるものであり、以下の事例が考えられる。

### 例1 耐震性について危険性が高いと判断される建築物

耐震診断の結果、耐震性が不十分だった場合については、耐震改修計画書の報告を求めるべきである。

### 例2 外壁落下の危険性が高いと判断される建築物

落下物の危険性があると判断された建築物については、立入調査により一定程度の危険性が把握される場合も多いと考えられることから、基本的には改善計画書の提出を求めるべきである。ただし、特に危険性が大きく、緊急を要する場合には、ただちに、法第10条第3項の規定により必要な措置の命令を行うなどの対応をすべきである。

なお、報告の徴収に当たっては、費用を要する場合や詳細調査のための準備を要する場合等建築物の所有者の負担を考慮し、適切な期間を設定して報告を求めることが望ましい。

## 3 報告内容の審査

特定行政庁は、法第12条第5項の報告が提出された場合は、速やかに審査し、法第10条第1項の勧告の実施の是非に係る判断を行う必要がある。報告内容の審査に当たり、再度、報告の内容を確認するため、原則として立入調査を実施することが望ましい。勧告を実施すべきと判断する事例としては、以下の例が考えられるので参考とすべきである。

また、ただし、報告内容では想定される危険性の有無を判断するためには不十分である場合は、再提出を指導するべきである。

また、勧告の必要がないと判断された場合であっても、所有者等に対し、不具合部分の改善指導を行うとともに安全対策に関する啓発等を行うべきである。

### 例1 耐震性について勧告を実施すべきと判断される建築物

耐震診断の内容が妥当であるか審査するとともに、耐震診断結果が勧告をする程度かどうかを判断するべきである。具体的には、 $I_s$  値等の基準（ $I_s$  値が0.3を下回った場合を勧告の対象とすることが考えられる。）を定め、基準値を下回った建築物について勧告することが考えられる。また、耐震診断の評価に当たり高度な技術的判断が必要な場合には、専門家を含めた判断のための委員会等を設置することも考えられる。

## 例2 外壁落下の危険性について勧告を実施すべきと判断される建築物

再度の立入調査の実施により、そのまま放置すれば大きな被害が予測され、当該改善計画の内容が適切であると判断した場合については、勧告を実施すべきである。

### 4 報告の未提出者に対する措置

法第12条第5項の規定に基づいて報告を求めた所有者が、報告期限を過ぎても提出しない場合については、提出しない理由を確認するとともに、必要に応じて、立入調査を実施し、危険性が高いと判断した場合は、その内容を明示した上で、改善すべき旨を勧告すべきである。

また、危険性に対する判断が十分にできないときは、報告義務違反に対する告発を念頭に入れつつ、継続して法第12条第5項の報告の実施を所有者に求めるべきである。

## 第4 勧告の実施

### 1 勧告の実施

報告内容の審査結果により、そのまま放置すれば大きな被害が想定される場合には、所有者等に対し、改修等に必要な期間を勘案して実施期限を定めた上で、法第10条第1項に基づく勧告を行うべきである。

また、勧告の内容が実施されない場合は是正命令を行う可能性があること、所有者等が勧告の内容を実施した場合は遅滞なく特定行政庁に報告するべきであるということについても、その旨明示するべきである。

### 2 勧告の実施状況の確認

所有者等から勧告の内容を実施した旨の報告があった場合、必要に応じて建築物の立入調査を実施するなどにより、勧告の実施状況について確認を行うべきである。また、改善計画の内容等について既存建築物に関する状況を記載した台帳等に記載することが考えられる。

### 3 勧告の未実施者に対する命令

勧告の実施期限が過ぎても勧告内容が実施されない又は実施の報告がない場合は、再度立入調査などを実施し、勧告内容の危険性を確認した上で、必要に応じ、法第10条第2項の命令を行うべきである。

## 第5 留意事項

### 1 実施体制の整備

勧告・是正命令制度の適切な運用に当たっては、対象建築物の把握及び台帳作成、立入

調査、法第12条第5項の規定に基づく報告を求めるための指導など、必要な人員や組織の確保など実施体制の充実に努めることが望ましい。

## 2 関係機関との連携

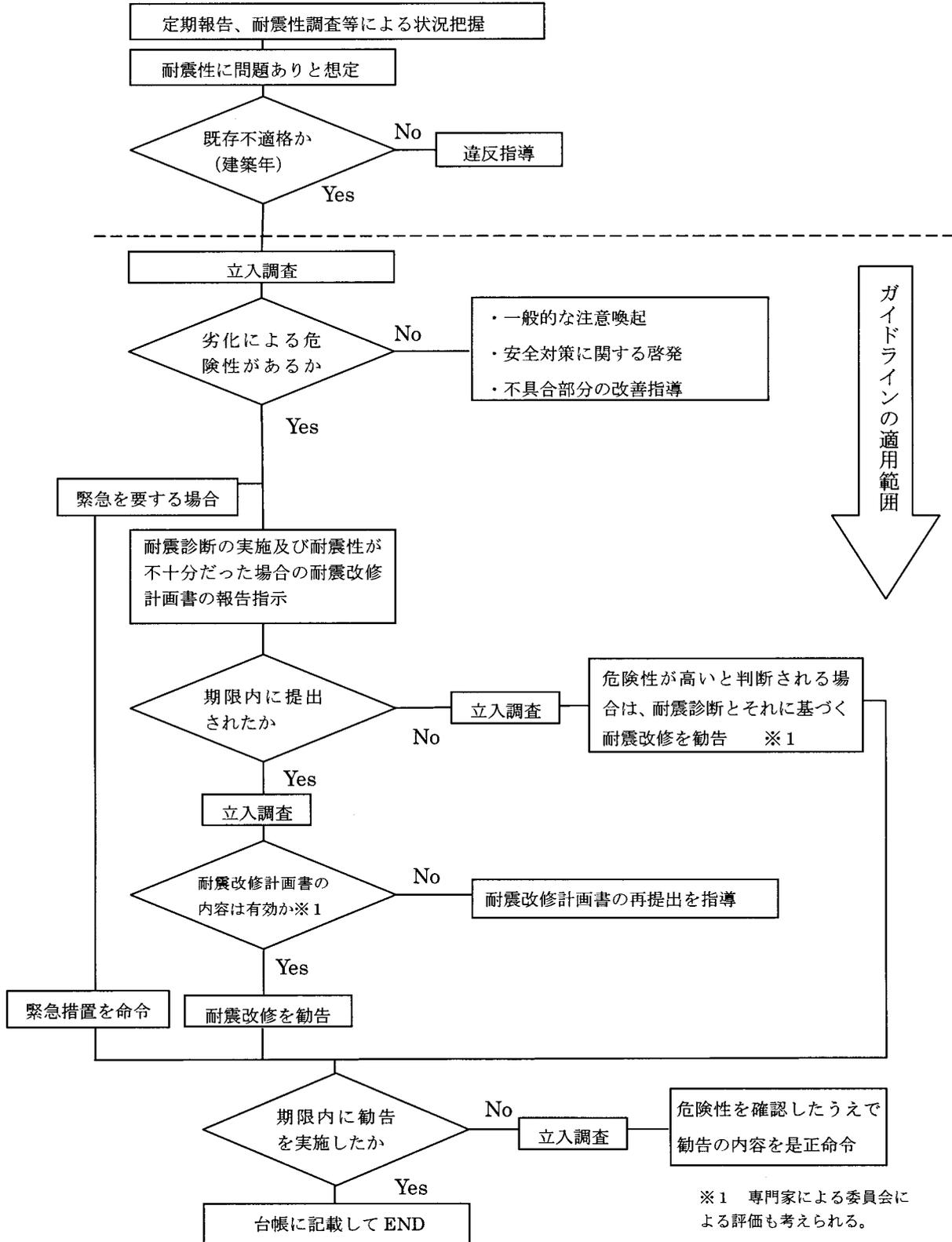
勧告制度の対象となる建築物は、都市によっては膨大な数になることが想定されることから、勧告又は命令に係る優先順位を付けるためにも、他の部局との連携や情報交換を実施することが望ましい。

具体的には、消防機関と連携して、消防の査察において問題のあった建築物について通報を依頼することや、防災部局と連携して、地震被災時の緊急輸送路沿い等防災上重要な既存建築物を抽出して、優先順位を上げる、又はこうした建築物に係る評価基準を厳しくするなどの対応が考えられる。

## 3 啓発

既存建築物対策に関して、所有者のみならず広く国民への周知が重要であるため、パンフレットの配布や講演会・シンポジウムの開催、新聞、テレビ等マスコミを介した宣伝など、啓発に努めることが望ましい。

(参考1) 耐震性について勧告等を行う場合の流れ



※1 専門家による委員会による評価も考えられる。

(参考2) 外壁落下の危険性について勧告等を行う場合の流れ

